

新技術等活用支援モデル事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事に関する新技術・新材料・新工法（以下「新技術等」という。）の開発に取り組む県内企業に対し、技術的な支援や適用機会を提供するとともに、県内企業が開発した新技術等を「徳島とくとく建設技術」として認定することにより、当該新技術等の公共事業等における活用機会を促進し、建設業の活力増進・地域経済の活性化に寄与することを目的とし定めるものである。

(新技術等の支援の方策)

第2条 この要領で行う支援の方策は、以下のとおりとする。

- (1) 県内の企業が開発した建設工事に関する新技術等を広く一般に周知を図る。
- (2) 県内の企業が開発を希望する新技術等について、大学等学術機関との調整を図り、技術的側面の支援を行う。
- (3) 徳島県や関係機関が実施している各種助成制度の紹介を行う。
- (4) 県土整備部の事業等により試験施工を実施し、その技術的評価を行う。

(新技術等の定義)

第3条 この要領で新技術等とは、従来技術より活用効果の高い建設材料、製品、工法等を開発し、あるいは開発しようとするもので、以下に該当するものとする。

- (1) 次のいずれかの項目に適合していること。
 - ア 県内に本社のある建設業者等が開発の中心であること。
 - イ 県内の建設業者等で製造・施工が可能なものであること（施工のみは不可）。
 - ウ 主として県内産材を使用するもの（施工材料・製品に限る）。
- (2) 次の全ての条件を満たしていること。
 - ア 公共工事に活用可能な技術であるもの。
 - イ 関係法令に適合するもの。
 - ウ 徳島県土木工事共通仕様書，J I S，その他の技術基準等に適合しているもの。
 - エ 新技術等の内容の公表に支障がないこと。
 - オ 新技術等に係る特許権等の権利の侵害をしないもの。
 - カ 開発後10年を経過しないもの。
- (3) 次のいずれかの項目の改善や向上に適合していること。
 - ①徳島県が提示する技術的問題の解決 ②経済性 ③安心安全 ④耐久性 ⑤施工性 ⑥環境 ⑦品質，出来形 ⑧情報化 ⑨コスト削減 ⑩生産性の向上 ⑪景観 ⑫伝統，歴史，文化 ⑬リサイクル ⑭木材利用

(新技術等評価検討会議)

第4条 学術機関等の有識者と徳島県職員で組織する新技術等評価検討会議（以下「評価検討会議」という。）により、技術的な支援の検討や評価を行う。

なお、評価検討会議の会議規則は別に定めるものとする。

(技術支援)

第5条 県は評価検討会議で技術支援が適当と判断された新技術等について、学術機関との調整を行う。

申請者は調整された学術機関の制度を活用するため、改めて学術機関に新技術等の開発研究申請を行う。

(助成金等の紹介)

第6条 県は申請された内容を考慮し、申請者に対し、徳島県や関係機関が運用している既設助成金制度の紹介を行う。

(新技術・新工法の試験施工の実施)

第7条 評価検討会議で試験施工が必要と判断された新技術等について、県は「県土整備部技術検討会」において、県事業型あるいはフィールド提供型による試験施工箇所の選定を行う。

なお、試験施工を実施した発注機関は、工事完了後すみやかに事業主管課及び建設管理課へ施工性や効果について、実施結果を報告するものとする。

(評価)

第8条 評価検討会議は開発された新技術等（申請段階で既に開発済みのもの、あるいは技術支援や試験施工を経て開発されたもの。）を評価する。

ただし、他の機関で既に評価を受けているものについては、県土整備部技術検討会で検証する。

なお、その結果については申請者に通知する。

(公表・普及啓発)

第9条 特に優れた新技術等は、「徳島とくとく建設技術」として認定し、徳島県ホームページ等で公表により普及啓発に努める。

なお、「徳島とくとく建設技術」の認定期間は、5年とする。

(県事業での採用)

第10条 県の発注機関が新技術等の採用を希望する場合は、事前に事業主管課及び建設管理課と協議を行うものとする。

なお、「徳島とくとく建設技術」の活用を促進するため、県土整備部発注の委託業務において、新技術等を比較検討の対象とする。

(その他)

第11条 開発等に関する費用については、以下のとおりとする。

- (1) 応募に係る資料作成や提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 試験施工で、県事業での採用を除き、開発に係る費用は応募者の負担とする。
- (3) 各種助成金の獲得や大学等連携による費用軽減を妨げるものではない。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

この要領は、平成26年2月5日から施行する。